

## 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（概要）

令和8年3月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

### 1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」については、特定事業所排出者は基礎排出量及び調整後排出量を報告することとされている。
  - 令和5年度9月から令和7年6月までの「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」\*において、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における森林吸収等の扱いについて議論され、任意で調整後排出量の算定に用いることができるようにすべきとされた。
- ※温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会  
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html>
- 以上を踏まえ、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後温室効果ガス排出量について規定する告示である、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年経済産業省・環境省告示第4号）について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

- 国内認証排出削減量のうち自らの森林の吸収作用の保全及び強化の取組に係るクレジットについては、自らの調整後排出量の算定に用いることができることとする。【第2第1項第1号】
- 調整後排出量の調整の方法として、特定排出者が所有する森林又は木材に係る森林等炭素蓄積変化量について、正の値の場合はその量を控除し、負の値の場合はその値の絶対値を加算することとする。また、森林又は木材を他の特定排出者から譲渡されたときは森林又は木材に係る当該他の特定排出者が過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量を合算した量を控除し、森林又は木材を他の特定排出者に譲渡したときは森林又は木材に係る過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量を加算することとする。【第2第1項柱書、第4号（新設）、第5号（新設）及び第7号（新設）】
- 他の特定排出者が所有する森林であっても、当該者と同意がある場合は、当該森林の管理を行う者が当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を調整後排出

量の算定に用いることができることとする。【第3第6項（新設）】

- 災害その他やむを得ない事由により森林等炭素蓄積変化量が減少した場合は、減少した当該森林等炭素蓄積変化量を含めず報告をすることができることとする。【第3第7項（新設）】
- この告示による改正後の規定は、令和9年度に行う令和8年度の調整後温室効果ガス排出量の報告から適用する。【附則第2項】
- 号ずれ等のその他所要の改正を行う。【第2第1項柱書及び第6号、第2項第1号ニ及びホ並びに第3第3項及び第5項】

### 3. 根拠条項

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第1条第4号

### 4. 今後の予定

- 適用期日：令和8年4月1日

### 5. 参照条文

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項、第3項
- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第4号

以上